

公益社団法人 新宮市シルバー人材センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人新宮市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を和歌山県新宮市に置く。

(目的)

第3条 センターは、社会参加の意欲ある健康な定年退職者等の高齢者等（以下「高齢者」という。）に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕活動等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る、雇用を伴わない就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供
- (2) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る、雇用による就業を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業
なお、和歌山県知事から「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和46年法律第68号）第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は週40時間までの同種の事業
- (3) 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- (4) 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 センターの会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及

び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員は、センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事長の承認を得た者

ア 新宮市に居住する原則として 60 歳以上の者

イ 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る雇用を伴わない就業及び、社会奉仕活動等を通じて自己の労働能力を活用し、生きがいの充実や社会参加等を希望する者

(2) 特別会員は、センターの目的に賛同し、その事業を理解し、協力する個人で理事長の承認を得た者

(3) 賛助会員は、センターの目的に賛同し、その事業に協力する個人又は団体で、理事長の承認を得た者

(入会)

第 6 条 正会員、特別会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を受けなければならない。

2 入会は、理事長においてその可否を決定し、理事長が本人に通知するものとする。

3 前項の規定により可否を決定したときは、理事長は、次の理事会においてこれを報告しなければならない。

(会費)

第 7 条 正会員、特別会員及び賛助会員は、センターの活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 8 条 正会員、特別会員及び賛助会員は、理事長が別に定める退会届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 9 条 正会員及び特別会員が次の各号のいずれかに該当するときには、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

(1) 定款又は規則に違反したとき

(2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 賛助会員は、正当な理由がある場合には、理事会の決議で除名することができる。

(会員の資格喪失)

第 10 条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。ただし、特別会員及び賛助会員については、第 2 号に該当することとなったときは、この限りでない。

- (1) 新宮市に居住しなくなったとき
- (2) 失踪宣言を受けたとき又は死亡したとき
- (3) 会員である団体が解散したとき
- (4) 総正会員及び総特別会員の同意があったとき
- (5) 1 年以上会費を滞納したとき

(抛出金品の不返還)

第 11 条 センターは、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の金品は、これを返還しない。

第 3 章 総会

(構成)

第 12 条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員及び特別会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等及び費用の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 合併、解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款に定められた事項

(種別及び開催)

第 14 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 2 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 正会員及び特別会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員及び特別会員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、理事長は、その請求の日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、理事長は、総会の日から2週間前までに、正会員及び特別会員に対し必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会に出席した正会員及び特別会員の中から選任するものとし、選任まで又は選任されない場合には、これを理事長が務めるものとする。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員及び特別会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に特に規定するものを除き、議決権を有する総正会員及び総特別会員の過半数が出席し、総会に出席した当該正会員及び特別会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は正会員及び特別会員として決議に加わることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員及び総特別会員の半数以上でもって総正会員及び総特別会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 正会員及び特別会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併及び解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権行使等)

第19条 総会に出席できない正会員及び特別会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は、前条の出席した正会員及び特別会員の議決権の数に算入する。

- 2 正会員及び特別会員は、代理権を証明する書面を理事会に提出して、他の正会員及び特別会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、第18条の規定の適用については、その正会員及び特別会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事のうち議長が指名した 2 名の理事及び議長が、署名又は記名押印する。

第 4 章 役員

(役員の設定)

第 21 条 センターに次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 15 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を副理事長、1 名を専務理事とする。

3 専務理事は、事務局長を兼ねることができる。

4 前 2 項の理事長及び副理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任し、総会に報告する。

3 監事は、センターの使用人又はその他法人の理事を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、センターの職務を執行する。

2 理事長は、センターを代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を行う。

4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、センターの業務を分担執行する。

5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に 3 箇月を超える間隔で 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前項に定めるもののほか、監事に関する事項は、一般社団・財団法人法で定めるところ

による。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、代表理事の再任は 3 期までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、第 21 条第 1 項に定める役員の数に満たない場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって、解任することができる。

(報酬等及び費用)

第 27 条 理事及び監事は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事が、その職務を行ったときは、その費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める、役員等の報酬等及び費用に関する規程による。

(役員損害賠償責任の免除)

第 28 条 センターは、一般社団・財団法人法第 114 条第 1 項の規定により理事又は監事が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合においては、理事又は監事が任務を怠ったことにより生じた損害賠償責任を同法第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議をもって免除することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 29 条 センターに理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事（理事長及び副理事長）及び業務執行理事（専務理事）の選定及び解任

（招集）

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 前項の規定に関らず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他の必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（決議）

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第 34 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（議事録）

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

（資産の管理）

第 36 条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て定める。

- 2 特定費用準備資金及び特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金の管理は、別途理事会で定める手続きによる。

(事業年度)

第 37 条 センターの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 センターの事業計画書及び収支予算書等(収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類)を、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等及び費用に関する規程
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 40 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第 41 条 センターが資金の借入をしようとするときは、短期借入金を除き、総会において正会員及び特別会員の総数の 4 分の 3 以上の決議を得なければならない。

(会計)

第 42 条 センターの会計は、一般に妥当と認められる公益法人会計の慣行に従うものとする。

- 2 センターの会計処理に関し、必要な事項は理事会の決議により、別に定める財務規程によるものとする。
- 3 特定費用準備費用及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、前項に定める財務規程によるものとする。

第 7 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 43 条 センターは、総会の決議によって定款を変更することができる。

- 2 前項の変更を行った場合には（変更の認定が必要なものを除く）、遅滞無く和歌山県知事に届け出なければならない。

(合併)

第 44 条 センターは、総会の決議によって他の一般社団・財団法人法上の法人と合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を和歌山県知事に届け出なければならない。

(解散)

第 45 条 センターは、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 46 条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合

(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て公益目的取得財産額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 47 条 センターが清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 48 条 センターの事務を処理するため、センターに事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を経て理事長が任免する。
- 4 事務局長は、専務理事を兼務することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

第 9 章 情報公開及び個人情報

(情報公開)

第 49 条 センターは公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第 50 条 センターは、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第 51 条 センターの公告方法は電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 10 章 委員会

(委員会)

第 52 条 センターの事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 3 委員には、総会の決議により別に定める、役員等の報酬等及び費用に関する規程に基づき費用を弁償することができる。

第 11 章 雑則

(委任)

第 53 条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 センターの最初の代表理事は森岡隆生、南三郎、業務執行理事は勢古恭生とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 定款第 4 条第 2 項の規定は、和歌山県知事の指定があった日から施行する。

附 則 (平成 26 年 5 月 24 日改正)

附 則 この改正は、平成 28 年度総会の議決日から施行する。

附 則 この改正は、平成 30 年度総会の議決日から施行する。

附 則 この改正は、令和 3 年度総会の議決日から施行する。